

〔研究ノート〕

西ヨーロッパ型「近代化」理解の一視角

—ブルジョア民主主義の歴史的 성격について—

望 月 清 司

1

明治元年このかた、百年間の日本人は、少くとも「近代化」を志向するかぎり体制側も反体制側もほとんど常に「西洋」に顔を向けていた、というより、向けざるをえなかった。ある一定期間の軍事的・思想的リーダーが、なかば神がかり的な超ナショナリズムに自己陶醉していたことは否めないとしても、彼らのそうした陶醉と衝動に国家権力からの保証を与え、複雑な回路をもって操作していた経済的リーダーは、日本資本主義を、西欧に比して量的に高い段階に到達している、などという幻想は抱かなかつたであろう。これに対する反体制的知識人の態

目 次

〔研究ノート〕

西ヨーロッパ型「近代化」理解の一視角…………… 望月 清司 …… (1)

—ブルジョア民主主義の歴史的 성격について—

戦後における「維新史研究」の動向…………… 加藤幸三郎 …… (15)

—日本地主制史研究よりみたる—

〔資料ノート〕…………… (21)

〔実態調査班活動報告〕…………… (24)

<編集後記>

度もまた、自由民権運動のむかしから太平洋戦争終末期のいわゆる「生産力」理論の系譜を一貫して、西欧をそれぞれの戦略目標のモデルとしていた。

この意味で、二つの側が抱いていた「近代化」の理念は、ともに「^{ウエスタナイゼーション}西欧化」として一括することができるかもしれない。しかしひとしく「西欧」が考えられても、体制側が考えるそれは帝国憲法作成過程に象徴的にあらわれているように主としてプロイセンであり、「西欧化」とは、そのような法体系＝軍事体制によって整備された国家権力主導下の「工業化」（およびその前提をなす統一的交通・通信体制・教育制度）であったのに、「もっとも進歩した社会によって設定された基準に固執」する非ないし反体制知識人（長幸男氏「近代化」についてのある視点」(1)、『専修大学「日本の近代化」研究報』第4号、12ページ。傍点望月)の「西欧」とは、イギリスであり、フランスであり、またはアメリカであった。そして彼らの「西欧化」とは、もちろん「工業化」を排除するものではないにしても、すぐれて「民主化」を意味していた、と言えるであろう。日本近代史のオリエンテーションをめぐるこの二つの大きな潮流に、ちょうどその中間——明治百年は同時に「米騒動」50年でもあった——から、社会主義ロシアをうち仰ぐ第三の潮流がわりこんだのであったが、歴史的に日本と近似した体質をロシアがもっていたため、この第三の潮流は比較的容易に、英仏型近代を志向する潮流と提携することができ、やがて組織的運動のヘゲモニーを反体制側の主要な範囲で確立した。

「民主化」はかくして「社会主義化」の強行的獲得ないし確立過程における、比較的短期間の準備段階とされるに至った。近代日本のたたかひの歴史をもし以上のように概括できるとすれば、「近代化」とはポスト・フェストゥムにはたしかに一つの客観的・歴史的な現象であるけれども、歴史の一時点一瞬間には、いろいろな階級的・階層的利害が祈りこめられた、いくつもの「近代化」相互間の、しのぎをけずる対抗＝屈服の、そしてその間に生ずる錯綜した吸収＝同化の連続的過程であると見なければならぬであろう。

「近代化」という用語はおそろしくプラスチックである。どのようにでも解釈できるということばは、論理的思考には向かないのであって、実はその一種こころよい語感のゆえにむしろ心情的なアピールの道具にふさわしいのであるが、しかしそれゆえにこそ、逆に、この用語をどう解釈しているかを見ることによって、ひとは論者の未来社会論——したがって現状認識——をうかがい知ることができる。こうして、たとえば一方では、アメリカン・ウェイ・オブ・ライフの高みからアジアを見おろしたライシャワー氏のように、「国民の読み書き能力の率が百パーセントにかなり近い」こと、「一国内にどれだけマス・コミが存在しているかということ」といったメルクマールをあげる立場もあれば（「近代史の新しい見方」、『朝日ジャ

ナル』1962年6月10日号)、井上清氏のように、「理想的な近代化」の4条件として、(1)封建制の掃と資本主義の発展、(2)民族独立と、国民主権=民主主義による統一国家形成、(3)家父長制廃棄と法的平等の確立、(4)「かかる経済・政治・社会体制の知的文化的支柱」としての国民教育・科学技術の普及(以上は望月による要約。同氏『日本の「近代化」と軍国主義』、1966年。14-5ページ)を挙げることもできる。しかし、われわれはここに意識的に並べたまったく対極的な二つの「近代化」観の底にひとつの共通な思惟パターンがひそむのを見出せるように思う。すなわち、「近代化」の極北に前者は現代アメリカ社会を、後者は近代英仏社会を設定し、それらからさしあたりの現実の対象にとってかなり非現実的な「理想型」をうち出し固定化する、というスタティックスである。たしかに、井上氏が批判するように、ライシャワー的定義は「資本主義的近代を永遠不滅の価値とするためにこそ、『近代』の概念から、いっさいの階級的要素を抜き去ってしまい、これを不断の進歩の過程としてえがこうとするものようである」(同氏『「近代化」への一つのアプローチ』、『思想』473号、1963年11月号、12ページ)。しかし、氏の「資本主義的『近代』」も、一方で帝国主義的植民地侵略や大衆的貧困の側面をも「あますところなくとらえる定義」を表現しているものである以上、なにも「つい最近までは」^(注)とことわらなくても、依然として達成されていないモデルと見ざるをえない。いまやその徹底のための闘争はこの「近代」をのりこえなければならぬ、という戦略提起ではあるが、「近代」の限界があいまいでは氏の「近代化」も「不断の進歩の過程」ということになる。資本主義社会における「近代化」とはなにか、その真の推進者はだれか、を理論的にたしかめておかなければ、こうした不明瞭さが生じるのもやむをえない。資本主義社会を構成するさまざまな集団の利害の、しかも各発展段階の中でのその対立と調整の過程をそのつと確定しておくことなしには、資本主義成立期の小生産者の理念も、プロレタリアートが血であがなった諸権利も、それらの圧力に適応しつつ次第に「革命を買収した」ブルジョアジー(丸山真男「対談・現代における革命の論理」、『講座・現代のイデオロギー』第一巻194ページ)の、もちまえのカタログとして、いっしょくたに列挙されてしまうことになるだろう。

(注) 井上『思想』論文12ページ。「日本では、資本主義化、近代化が、封建的政治制度や家父長制とだきあってきたために、資本主義的近代の純化は、つい最近までは積極的進歩的な人々の要求となりえた。しかし現在では状況は変っている。……ブルジョア的近代を徹底する闘争の必要は依然としてあるが、それは、ブルジョア的近代を一步のりこえた闘争に結びついて、はじめて有効にたたかわれうるであろう」

井上氏は、この「つい最近まで」とは一体いつまでか、何を契機として状況が変わったのか、状況はどのように変化したのかを明らかにする義務がある。

2

したがって、井上氏のように歴史的範疇としての「近代化」を「資本主義化」と規定するのは正しいとしても、理念的あるいはモデル的資本主義社会を想定して「ある国の『近代化』がどれだけ成功したかということは、その国がこのような近代の理念型にどれだけ近づいたかによってはかられる」（『思想』論文、11ページ）という方法に固執するかぎり、およそ単一の生産様式のみでなりたつ社会構成体なるものを抽象的にはともかく歴史的現実としては考えることができない以上、単に、資本主義的な生産様式が支配的になったからといって、井上氏は「近代化」を求めるたたかいを止めるわけにはゆかない。なぜなら、そもそもこのような論理をつきつめてゆけば、現実的に不可能な資本主義的生産様式の百パーセント支配を目ざさねばならず、さらには、まったくの仮定としてそのような事態の成立を認めるとしても、政治の日常的タクティックから市民的感性のおくそこに至るより頑強なイデオロギー的遺制の最後の一片の清掃を目して、これらを徹底的にあばき出し追求せずんばやまず、という思想的態度からついに脱却できないであろうから。

なるほど階級関係をぬきにした生産力史観ないし技術万能史観に立つなら、「近代化」のメルクマールは、国民所得に対する純投資率とか、限界貯蓄率の高度化とかいった、可視的でアト・ランダムな指標に求められざるを得ない。しかも諸指標相互間に論理的な結合関係がないから、ひとつにはこれらの指標のどれが本質的でどれが副次的かという戦略的序列が存在せず、ふたつには、したがってこの発展段階を尺度としてある社会構造を判断するばあい、適用者の主観によって指標が恣意的に選択されるという欠陥をまぬがれることができない。こうした理論が集約されたものとして、いま、われわれはじつは、その副題も「ひとつの非共産党宣言」と題されたW・ロストウの『経済成長の諸段階』（1960年。木村・久保・村上訳）——その要約と日本における討論、日本文化フォーラム編『ロストウ理論と日本経済の近代化』1962年——における、かの「大量消費時代」を終着点とした周知の5段階発展段階説を想起しているのである。あたかも「高度成長」を謳歌する時代の好尚に投じつつ、「近代化」論議に大いに利用されたこの理論に対して、井上氏が史的唯物論によりつつ、このブルジョア的近代化論への批判を提起した意図と功績ははっきり認めなくてはならないが、しかし、ロストウ＝ライシャワース的諸指標にかえるに別の諸指標を列挙しただけでは、生産力史観がおちいるの

と同じあやまりに生産関係史観がおちいらぬという保証はどこにもないのである。この反省なくして、井上氏が行なった多くのそれじたいは適確な批判も、全体として新たな「近代化」概念を構築してゆくための有効な骨組みに組み立てられてゆかないのではなからうか。いうまでもなく、私はこの井上説の遠く背後にも、例の平野氏のリフレイン^(注)を見出しているのである(別稿「明治維新分析のための世界史的視野について」、『専修大学社研月報』第49号、3-4ページ)

(注) このブルジョア民主主義革命の平野氏のモデルの原型はマルクスである。1848年12月16日の「新ライン新聞」におけるマルクスの論説(大月版『マ・エ・選集』第3巻355ページ)におけるほぼ同文のリフレインに対して、平野氏は、「地方分権から民族国家へ」を削除し、「土地所有者の土地支配」を「勤労農民の自由な土地所有」に改め、「婦人の平等」を追加し、「専制政治から民主的共和政へ」以下を追加している。三月革命における無力なドイツ・ブルジョアジーの日和見主義にたいするマルクスの焦燥を平野氏が十分くみとったかどうかは別としてなお、この添削の中に氏の「あるべき」維新像をそこはかたなくうかがいみることができよう。

3

問題の所在がかくして次第にはっきりしてきた。日本のばあい「近代化」を「西欧化」または「資本主義化」と見て、その構成要素を「工業化」と「民主化」とに分解すると、「工業化」のほうはこれを固有の意味でのインダストリアリゼーション、すなわち本質的に生産力的範疇と解釈できるから、問題はやはり「民主化」、およびそれと「工業化」との絡み合いのほうにあるわけである。

ところで、「民主化」の到達点である「民主主義」のあらわれ方は、政治的・法律的・社会的な諸秩序の領域においてと、また、そうした上部構造を支える生産の場においてとは、ひとしく人と人の社会的関係規定であっても、性質と作用をまったく異にすることに注意しなければならない。ことばを換えて、「政治的国家」を構成する公民相互間の関係と、「市民社会」におけるモナド的な「利己の人間」相互間の関係との分裂、広義の人権の一部としての「公民権」と狭義の人権としての「基本的人権」との分裂の認識、といってもよい(マルクス『ユダヤ人問題を論ず』、『経済学・哲学草稿』参照)。民主主義の公民権的表象は、一般に政治的自由とよばれるもので、言論・出版・団結・集会の自由や政治活動・選挙などに関する権利すなわち「人間が共同的存在(=類的存在)としてふるまう領域」でのそれであり、一方、民

主義の基本的な人権におけるそれは、私的所有権、通婚・移動・職業選択の自由、といったものであろうが、後者は、消極的には各個人が共同社会からまったく孤立して、積極的には「政治的国家」からの干渉を排除して行使しうる権利であると同時に、その権利を行使することによって、商品生産者として、あるいは商品生産の中で自己を無産の労働力所有者として適応せしめてゆく、という側面をもっている。マルクスによれば、この過程で総体としての人間が類的生活から疎外される。ことに労働者は、その上に第一に労働生産物から、第二に物的生産＝生命活動からも疎外されるのである（『草稿』岩波文庫版、93、98ページ）。したがって、労働者が自らをこの疎外から解放する道は、基本的に「人間の自己疎外としての私有財産」（同130ページ）の止揚以外にはありえないのであるが、しかしその過程で、「利己的な人間」の構成する「市民社会」での支配者が観念的には普遍的性格をもつはずの政治的国家を掌握し利用しているという事態を、「公民が、利己的な人間の奉仕者だと宣言され、人間が共同的存在としてふるまう領域が、部分的存在としてふるまう領域の下風に立つ」事態（『ユダヤ人問題』岩波文庫版72ページ）を、改良してゆくとたか（すなわち「政治的解放」同50ページ以下）は、なるほど人間的解放そのものではないにしても、私有財産の世界の範囲内での人間的解放の最後の形式を獲得するという重要な意味をもつといわなければならない。

このような意味において、プロレタリアートの立場からすれば、資本主義社会のワク内での「政治的解放」、いかえれば抽象的普遍として凍結されてしまった政治的諸自由の具体的普遍化のたかいは、本来、窮局的目標としての人間的解放一般へのワン・ステップであるはずである。資本主義的私有財産制度の成立によって、いったんはモナド的利己の人間ひとりひとりに孤立させられ、労働生産物と生産労働から疎外されたプロレタリアートは、資本が必然的に求める統一国家・統一国内市場の形成＝集中化によって「はじめて自己を統一し、自己を階級として感じ、自己に適した政治的見解である民主主義を身につけ、そして最後にブルジョアジーを征服する立場に立つのである。」（エンゲルス「スイスの内乱」、『マ・エ選集』第2巻上150ページ）。それは決して、ブルジョアジー（ことに後発資本主義諸国において）がもともと責任をもって果すべきであった課題を途中で放棄したがゆえにプロレタリアートがかわって、農民および都市勤労小ブルジョアを指導しつつこの「歴史的問題を完了成就」（平野『日本資本主義社会の機構』174ページ。資本は「その本性上は純粹の民主主義制度」という規定は、この箇所にててくる）してやる、というものではないのである。

周知のことであるが、ここで一言を費やしておきたいのは、広義のブルジョア的人権に含まれる（国家）公民権または市民権と、狭義の人権とは、異なった思想的系譜において発生して

いる、ということである。一定の身分的利害の共同表明の手段としての政治への参加、という意味での「市民権」の観念は、古代ギリシアのポリスにまでさかのぼらなくとも、封建王政下の「等族会議」——商業資本の相対的独立——にその萌芽を認めうるのにたいし、共同体からの解放、政治権力からの個人の自由を思想的ケルンとする狭義の人権は、農民層の高度の分解を前提とする、近代に固有の観念であった。公民権ないし市民権が、歴史的にその端初から身分的階層制の中ではなくまれた——ヨーロッパ封建都市に共通する都市貴族（市政独占）・一般市民・非市民的住民の三層構造を想起——という伝統は、ブルジョア的公民権をブルジョア自身自身が構想するにあたっての思想的に基本的な制約をなしたであろうこと、想像にかたくない。

4

しかしここに大きな疑問も生じうる。国民主権とか選挙制度にもとづく代議政体とか言論・出版・集会等々の諸自由の具体的普遍化といっても、その解放斗争は、はじめから資本＝労働関係の土俵上でという前提に立つかぎり、これらの公民権が最初に設定され列挙された以上のものはかちとれないということになるが、すると、そもそもこれらの諸権利・諸自由を端初において宣言したのはやはりブルジョアジエなのであるから、封建遺制をたっぷり抱えこんだ後発国ではともかく、「正常な」発展をとげた資本主義諸国にあっては、政治的民主主義実現の責任はブルジョアジエの双肩にかかっていたし、実際ヨーロッパのかれらはこの歴史的課題を達成した、と考えるべきではないのか？ 彼らは、やはり「その本性上は」かの政治的解放の勇敢誠実な旗手だったのだが、プロレタリアートの攻勢にたじろいで、この公民権を抽象的普遍の大金庫の中にしまいこんでしまったのではないのか？ 後発国においても、もしプロレタリアートの階級としての形成がより緩慢であつたら——こうした仮定はそれじたい自己矛盾であるが——政治的解放は先進国同様にブルジョアジエによって果されたであろうと考えるべきではないのか？

これらの疑問はすべて、封建的生産様式と絶対王制の廃棄という歴史的事業においてブルジョアジエが果たした役割を、平野氏的に理解するかぎりには、もっともであるだろう。

たしかに、ブルジョアジエは封建社会を資本制社会に変革する指導的階級であった。これはわれわれが近代について考えるときの公理であって、あえて立証を要せぬ自明の史実といつてよい。しかし、市民社会の領域での資本主義的生産様式の支配は、常に必然的に政治的國家においてあたかも政治学教科書にみるような純粹なデモクラシーの実現を伴わねばならないも

のかどうかという問題は、必ずしもひとが想像するようには自明ではない。「資本主義、国民主義・民主主義の三者は同じ根から出た三つの幹であり、少くともその形成期には、三者が絡み合って成長をとげる。」（大塚久雄氏『国民経済』弘文堂フロンティア・ブックス183ページ）というシェーマは、資本主義および国民主義という厳密に歴史的な二つの範疇に、まさにそれらが成立する時点でどのような階級配置のなかで、いかなる戦略として「民主主義」がはたらくのかを必ずしも説明していないように思われる。

というのはこうである。

ひとくちにブルジョア民主主義の変革といわれる諸条項のなかには、その理念の形成過程ないしそれが提起された時代の政治的経済的背景の角度からすれば、それは、少くとも三つの段階もしくは時間的要素をふくんだ類型に区分される必要があるだろう。すなわち、第一に、市民地主をも含めたブルジョアジーがまだ権力を決定的に掌握しえていない時期、つまり大きっぱに言えばブルジョア革命以前ないし革命の渦中に形成された民主主義的諸要求（これをいま仮に「野党の論理としてのブルジョア民主主義」とよんでおく）、第二に、革命の成功的達成ののち資本主義社会の体制固めの時期における諸要求（これを「体制合理化の論理としてのブルジョア民主主義」とよんでおく）、そして第三に、時期的におくられてあらわれるが、すでに確立した資本主義的秩序をいわば第二革命から擁護するための理論（これは「与党の論理」ないし、「秩序の論理」とでも命名すべきか）、という三つのタイプがそれである。この分類は多分に抽象的なものであって、思想史にはまったくくらい私には、あらかじめ脳裡に浮んだ思想と思想家の一群を整序するという順序をふむことはできなかったが、大すじとして、第一の「野党の論理」としては、権力の存在理由を追求して、人民の自由の保護にもとめたホッブス（水田洋「『リヴァイアサン』と革命」戸沢教授還暦記念論文集『ブルジョア革命の研究』所収。1954年。）、および世俗化されたカルヴィニズムなどが考えられる。ホッブスにおける契約国家主権説、消極的抵抗権の理論の要素、カルヴィニズムによる中世的徴利禁止理念の克服、商業利潤の正当化^(注)などが、絶命寸前の絶対王制を克服するためのイデオロギー的支柱となり、その限りでたとえばピューリタン革命における長老派ブルジョアジーのように、資本の自由確保を条件とする王党との妥協的姿勢を示すことになる。

（注）カルヴァンはある手紙でのべている。「実業からの収入が土地所有からの収入より大きくあってはならないという理由はどこにあるのか。商人の利得がかれ自身の勤勉と精励とからえられないとすれば、いったいそれはどこからえられるのか」（トニー『宗教と資本主義の興隆』岩波文庫（上）174ページ）

第二の「体制合理化の論理」では、いうまでもなく、「名誉革命の哲学者」ロックが想起される。王政復古ごの反動を生命からがらのがれてオランダに亡命中に構想されたロックの『統治論』は、政治的社会的起源から筆をおこして名誉革命をジャスティファイする一方で、所有権を本源的「労働」によって聖化しながら、貨幣導入による不平等蓄積を容認した（『世界大思想全集、ミルトン・ロック・ヒューム』巻末の鈴木秀勇氏の「解説」。羽鳥卓也氏『市民革命思想の展開』第一章は、ロックのいわば立憲的ウイツギズムの側面を軽く見すぎているような気がする）。

第三の「秩序の論理」のトレーガーとしては特定の思想家を挙げる必要はない。小ブルジョア・ラディカリズムおよび社会主義的体制批判を向うにまわして、デモクラシー・自由の名で行なわれるすべての理論活動ならびに世論操作をこれにかぞえる。

さて、以上のような民主主義のブルジョア的発想の系譜とならんで、さらに、民主主義の小生産者型に当然注意を向けなければならない。それはブルジョア的系譜と同様、市民革命以前には、封建制廃棄の理論として、ルソーにその最高の発現形態を見る（河野健二氏『フランス革命とその思想』1964年。第1, 2章参照）。労働にもとづく土地所有権を、ロックのような不平等承認を排して貫徹しうる状況の中で、独立小生産者の一般意志にもとづく反封建的・反資本主義的な人民主権国家をルソーは構想した。彼の忠実な弟子と自称するロベスピエール＝モンタニエールの創出した分割地農民は、イギリスのあとから急追をつづけるフランス資本制生産の発展の中で、絶対王制段階以来の零細性を脱皮できず、フランス国民経済の体質を保守化する役割を果たしたように、それに内包された強烈な平等意識とロマンティズムの二面性は、ひとり歩きしうる思想としてはプロレタリアートによる資本主義批判のきわめて強力な心情的武器を与えることになったのであった。（この側面が純粹生長してアナキズムに流れこむという点については、松田道雄氏「今日をどう考えるか」『世界』1968年2月号、38-9ページが興味深い示唆を与えてくれる）。

前置きが長くなってしまったが、以上四つの民主主義の系譜を頭においてブルジョア革命でのスローガンを見なおすと次のようなことがいえるのではないか。

近代社会での身分制廃棄とか職業選択・住民移動の自由、通婚自由といった「人権」は、ブルジョアの商品生産貫徹のために、ただにブルジョア自身の小生産者からの脱皮上昇にとつての前提条件であるにとどまらず、小生産者分解から生ずる大多数の無産貧民を賃金労働者に仕立て上げるためにも絶対的な要件であった。したがって、かかる「人権」の確立はブルジョア自身によって一定の限度まで積極的に推進されうるし、されねばならなかった。ナショナ

ルな規模での賃金労働力の公力的創出、それに対応する自由な資本蓄積の強行、この目的のための法体系の編成替こそ、厳密な意味での「近代民主主義」の要求した「人権宣言」であった。それはまさしく資本の原蓄過程に照応する形式と内容を帯びざるをえない。封建権力に対する資本の側からの抵抗の論理もまた、ブルジョアジーとブルジョア的地主が野党であった段階または野党に追いこまれた段階にあっては、ホブズ設立国家説であれルソー的社会契約説であれ人民の同意——この「人民」には「庶民」は入っていない——という、独立小生産者のイデオロギーによって武装されることになる。私はここに、自主的なブルジョア革命の過程で推し進められた民主主義の歴史的限界を見たい。しよせん思想はかりものであった。独立小生産者層が表見上の進歩性を、満たされうるが未だ満されていない原理と錯覚したとき、ブルジョアジーはためらうことなく鉄の制裁をもって彼らの蒙をひらいてやるだけのことである。イギリス革命のさいの議会軍の中軸だったレヴェラーズの「人民協定」の旗は長老派ブルジョアジーとクロムウエルによってふみにじられる（ヒル『イギリス革命』田村訳74ページ以下）。ロベスピエール。「彼の社会的理想は小生産者の社会である。つまり各人が土地や小仕事場や店舗をもち、家族を養うことができ、自己の生産物を仲間のそれと直接に交換するような社会」であった（ジョルジュ・ルフェーヴル『フランス革命と農民』柴田訳78ページ）。彼はにも拘らず、私有財産それ自体が、不可避免的に富の不平等をもたらすことを認識したがゆえに、93年新人権宣言の討議にさいして「（ブルジョア的）所有権は同胞（小生産者！）の安全・自由・生存・所有をそこなうことができない」との項目追加を要求する。国際的大革命にかこまれ小ブルジョア・ラディカリズムのみが革命擁護のために喜んで戦う兵士を動員できることを認められたブルジョアジーは、やがて危機克服ののち、テルミドール反動によって走狗を煮るのである。

このようにみえてくると、すでに事実上成立していたものの法的追認をもふくめて、とにかく近代的生産力始動のための最低限の民主主義は、ブルジョア革命を通じてたしかに創出されたといわなければならない。しかしながらそれは同時に、革命が作り出した初期ブルジョア政権＝重商主義政権にとっては譲歩しうる最高限なのであった。したがってさしあたり、都市賃労働者の労働力供給にして十分を限り、「典型的なブルジョア革命」^(注)と規定されるイギリス革命は、農奴制にはほとんど手をつけないで済んだのである。

こうして、営業の自由（→共同体分解促進）と小経営の独立（→共同体保全）の論理が、反封建の一点で奇妙な絡み合いを示しながら、権力掌握ののち、おもむくに体制合理化へと成長（変質でなく！）をとけてゆく。人民主権は「議会主権」に純化（縮限でなく！）される。こ

のばあい権力の支え手に劇的な変化を見なかったイギリスでは、政権の歴史的オーソドクシーを弁護するための抵抗権の理論が、ホップズからロックに至ってより明確に打ち出された（亡命以前の彼がかの革命権を認めていなかった。ラスキ『イギリス政治思想』岩波現代叢書25ページ）のにたいして、小ブルジョアの行動力が大であったフランスでは、貴族の予防的法律革命とされる1791年に、「自由・所有権・安全・圧制への抵抗権」（「人権宣言」第2条）が謳われるのに、93年憲法で、この抵抗権が「平等」にすりかえられるのは興味深い。もとより、土地の所有または利用それじたいが政府への暗黙の同意をあらわすと説くロック（『統治論』前掲版123ページ）の抵抗権も、現実には「富める有閑階級のクラブに近い」（中村英勝『イギリス議会政治の発達』16ページ）地主議会自身に向けて発動さるべくもなかったことは明らかである。産業ブルジョアジーようやくたたかいた1832年の議会改革後でさえ、成年男子中に占める選挙権者の割合は7人に1人にすぎない（同87ページ）。1837年に発表されたチャーティストの「人民憲章」6カ条が全部実現されたのはようやく1918年になってである（同212ページ）。この間の選挙においては買収・暴力・脅迫・示談選挙こそ常態というありさまであった。（ここでひとは封建的買収と近代資本主義的買収とをやはり峻別すべきであろうか？）。

マクファースンの用語をかりれば（『現代世界の民主主義』岩波新書。1967年）、「自由主義革命」（99ページ）によって樹立された自由主義国家は、「労働階級が、競争（政党間競争——望月）に加わることができるくらい十分に強力になり、競争の過程に対して自分たちもある程度の影響力をもつべきだと要求するくらい十分に強力になる」（84ページ）までは^(注)、いささかも民主主義的である必要はなかったし（20ページ）、むしろ反民主主義的とさえいえる態度をつらぬいた（13ページ）のであった。

（注）したがって私は「ブルジョア民主主義革命」と「ブルジョア革命」とを区別すべきだという説（平野『ブルジョア民主主義革命』1948年。序文）には賛同できない。氏がその書のタイトルとしたような革命は、ただ「プロレタリア革命」のコンテキストにおいて考えられるべきであろう。

5

しかし「労働階級が十分に強力になる」政治的契機についてのマクファースンの見解には疑問がある。彼によれば、「政治的購買力」（投票権）をもたない人々は、この不利をさどったとき、「一般的な結社の権利を使って」自分たちの政治参加を要求するようになった。ところ

が自由主義国家はこれまで、権利の平等と機会均等を旗印としてきた手前、彼らの要求を抑えるための言いがれができなかった、というのである（以上22-23ページ）。これは幸福すぎる。イギリスの「定住法」（1662年）以前からも「徒弟条例」（1563年）は有効だったし、「団結禁止法」（1789年）以前にも、コモン・ローによって労働者の団結は禁止されていたのであった。フランス革命直後すぐさま公布されたル・シャブリエ（結社禁止）法（1791年）、スト禁止条項を含む「労働手帳法」（1803年）およびナポレオン刑法。労働組合結成が公認されるのは、いずれにしても産業革命がほぼ終了する時期にあたるのであり、しかもそのちもさまざまな「議会的手品」を弄して運動の鎮圧をはかった有様はマルクスの活写するところである（『資本論』第1巻24章3節。インスティトゥート版780-1ページ）。

政治的諸自由を法律的に獲ちとってゆくプロセスへの認識を別とすれば、労働者階級の階級としての成立と闘争開始の時点をもって「自由主義の民主主義への転化」を説くマクファースンの見解は、用語の問題をぬきにすれば、民主主義と資本主義を表裏一体とする通説に対してのするどい批判を含むと思われる。「民主主義は、競争的な市場社会と自由主義国家とに対するあとからの追加として現われてきたものである」（23ページ）ならば、ひとは、「『民主的でない資本主義』をただちに前近代的生産様式としたり、逆に資本制の本格的展開以前のブルジョア的自由の成立からただちに産業ブルジョアジーの権力制覇を結論する」（拙稿「ブルジョア革命とブルジョア民主主義」、『現代の理論』1965年11月号29ページ）方法に再検討を加えねばならなくなるであろう。

このような、何らかの政治変革を通じて成立した国家はただ「市場経済に適応」した政策をとりさえすれば、民主主義的——マクファースンでは「統治に対する多数者のコントロール」つまり形式的には普通選挙権に立脚する議会——であることなく自由主義的（＝ブルジョアの）でありうるという視角は、ただに日本「近代化」の出発点である維新および明治国家の性格を判断する重要なきめ手となるばかりではない。それはさらに、第一には日本をも含めて一般に「近代化」の進行過程（原蓄→再生産軌道定置）において生起したさまざまな反体制運動の位置と役割をより正しく把握するためのカギを提供すると思われるし、また第二に、現代における「近代化」（すなわち「工業化」を捨象すれば「民主化」）は、どのような方向へ、いかなる戦線配置において、またどんなプログラムの下に推し進められねばならないか、という問題を提起するのではあるまいか。

紙数もかなりオーバーした。以下簡単に私なりの見とおしをまとめて結論としよう。

一般に資本主義的生産様式の拡充支配を志向する原蓄国家は、それが必要とする最低限度において、封建的拘束から直接生産者を解放する。そのさい「公民権」と区別された意味での「人権」は原蓄政策の不可欠の一環として変革の指導部自身によって強制される。しかし「公民権」のほうは、変革の時点で巨大な人民のエネルギーの動員を喫緊事とする短期間をのぞけば、資本が絶対的圧倒的優位を確保するまではブルジョア自身自身のイニシアティブのもとに全人民に拡充される必然性は少しもないであろう。民主主義はバラダイスではない。それはブルジョアが政治的諸自由を独占する「国家形態であり、……したがってまた、あらゆる国家と同じように、人間にたいする暴力の組織的・系統的な適用」（レーニン『国家と革命』岩波文庫版116・139ページ）であるかぎり、プロレタリアートはたたかわずして政治的諸自由を手に入れることは期待できない。すなわち、このような意味での「民主主義」革命は、本来的にブルジョアではなく、プロレタリアートの歴史的任務なのであり、しかもその任務は、原理的には、ブルジョアが不徹底で遂行し残した部分をいったん完成するというものではなく、直接に体制変革を展望する状況においてのみ「量から質への転化」（同64・140ページ）をもたらすと考えたい。

スクワイアラーキー

古典的には、産業革命前のブルジョア政権は「地主支配」とよばれる地主と商業資本の連合政権であったため、自由主義的ブルジョアは、選挙法改正をスローガンとして、「第二次ブルジョア革命」（飯沼二郎氏の用語）をたたかった。この、産業資本の終局的支配を確立した重要なたたかいにおいて、初期プロレタリアートが、それ以前に自力でたたかいていた労働者組織を動員しつつ産業資本と提携し後者の勝利に貢献したことは事実であるが産業ブルジョアが普通選挙権というほうびを、成年男子にかぎってしぶしぶ投げ与えたのはそれから80年以上もたってののちであった。とはいえ、選挙法改正に最初の衝撃を与えたのは7月革命（1830年）をたたかったパリの労働者であったこと、「ブリストル暴動」に象徴されるようにイギリスの労働者はブルジョアの改革派とは別個の綱領と組織で運動を進めたこと（佐藤明『イギリス産業革命の構造』248ページ以下）、上記の普選獲得がロイヤル革命の翌年であったという事実は、まさにプロレタリアートのみが「公民権」民主主義の貫徹＝具体的普遍化の責任を歴史にたいして負っていたということを語って遺憾がない。

さきの「公民権」の等族会議的系譜への想起とともに、以上から、プロレタリアートに対する政治参加の自由（さしあたりは議会参入権）の容認は、発生的にもブルジョア民主主義概念に含まれてはいなかったとの結論をひきだすのはそれほど困難ではないであろう。

「不完全・不徹底であるところにブルジョア民主主義の本質がある」のではない。はじめか

ら、純乎として、政治的支配権を人民に譲らぬ点でそれは一貫しているのである。ブリュメール18日の直後に語られた「イデオログ」カバニスの、「すべてのことが人民のために、人民の名においてなされるが、何もかも無思慮な人民によってなされるのではないという民主主義」（桑原武夫編『フランス革命の研究』141・276ページ）ということばほど、みごとなブルジョア民主主義の規定はないであろう。

もっともこのように考えるからといって、労働者階級の政治活動・組合運動の進展に、算術的にブルジョアジーの政治的後退を見てはなるまい。労働者組織の拡大の歴史は一定の段階まで同時に資本蓄積機構の完成の歴史であって、この間にブルジョアジーのいわば革命買収の能力と資金も飛躍的に増大した。すでに1872年、「イギリス憲法論」の著者バジョットは第二次選挙法改正運動に関連して同書第二版序文でこうのべている。「いかなるばあいにも念頭においておかねばならないことは、下層階級の者が、その立場で固有の目的のために政治的に結集すれば、もっとも恐るべき害毒を流すということである。……彼らがいまのような状態で最高の地位につくことは、無智が教養を凌駕し、数が知識に優越することを意味する。……上層階級は……最大の知恵と最良の見通しをもって、このような事態の出現をさげなければならぬ。……国の安泰を傷つけるようななんらかの要求を不承不承みとめなければならぬように、安心して譲歩できる要求には、すすんで譲歩してやらねばならない。」（ハーヴェイ、フッド『イギリスの国家構造』邦訳21ページより）、と。危機感が、「下層階級」にむしりとられた諸自由を体制内の安全弁に転化してみせるという自信としっかり結びついているのうかがうことができよう。マクファースン流に表現すれば、（体制としての）「自由主義の民主主義化」は、ブルジョアジーのたゆみない努力を通じて、（イデオロギーとしての）「民主主義の自由主義化」（前掲書28ページ。カッコ追加は望月）というフィード・バック回路に繋がれてしまう契機をつねに内在させているのである。反体制勢力の「体制内存在」化という新しく古いこの傾向法則にどう抵抗し、この関係を逆転させるかが、近代以降における「近代化」の最大の課題であったし、今もある、といえよう。

× × ×

以上。スペースの関係もあって、意識的に、小ブルジョア層の位置づけおよび西欧民主主義の積極面をひとまず捨象しつつ、ブルジョア民主主義の歴史的構造といった大きなテーマへのありべき一視角をやや割りきった形でえがいてみた。段階の相違の点で、『民主主義革命における社会民主党の二つの戦術』を中心とするレーニンの民主主義論にはあえて言及を避けている。ほかならぬ日本の「近代化」の史的過程と構造、さらには現代における民主主義の力学、

以上はこの二つの問題を私なりに考えてみるための足がかりであった。

戦後における「維新史研究」の動向

—— 日本地主制史研究よりみたる ——

加藤 幸三郎

[I] 日本近代経済史の研究を志すものとして、現時点での「明治維新史研究」の動向を概括・反省しようとする時、一再ならず困難を痛感せざるをえない。それは一方でいわゆる「明治百年」論に対決を迫まられている現実を明確に認識することは当然としても、他方でわれわれの共通の関心が、「産業資本確立期」あるいは同じことといえるが日本資本主義の「独占形成期」へ研究対象を漸次移行しつつあることも一つの理由であると考ええる。

だとすれば、一体何故に、「近代史研究」者が「明治維新史」研究から日本資本主義の「確立期」＝「独占形成期」に研究テーマの比重を移していかざるをえなかったのであろうか。

(現象的には、これに対応するかの如く近世史研究者の「維新史」研究への下向傾向がみられる)

戦後の日本地主制史研究——いや広く日本経済史研究、を主導された古島敏雄氏は、1950年前半期におけるすぐれたモノグラフィーの中で次のような鋭い指摘をおこなわれている。

すなわち、

「私には維新の変革の残した成果と、改革の担当者とされる勢力のそれへの参与の仕方からみて、素朴な疑問の残ることを無視することはできない。……(中略)……このような素朴な維新変革に関しての疑問は、従来の見解では支えてくれない。政治の動向は変革者の意図を実現するものではなく、地主的土地所有と旧来の大商業資本の保護に向いているのである。今日の政治・経済の特質を説く鍵たることを歴史研究に求めるとすれば、維新の過程の究明に求められるところは、明治の政商と呼ばれるものの育成によって生じた資本の性格と、それとからみ合って発展し、その後の農業発展を歪曲すると考えられる地主制が経済の基砥となるに至るメカニズムの解明であると思うのであるが、寄生地主と商業資本は今日迄の明治維新の研究では正道から外されている。しかも、既に最初の変革の成果の中で両者はその地位を確立していると考えざるを得ないのである。このような問題は、……むしろ畿内農業・農村の変貌の中から今後解決を迫るものとして出てくるのである。しかしそれは、今後の問題であると共